

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合（札幌市）
役場福祉課係 ☎011-290-5601
574-2214

6月に保険料額をお知らせします

令和6年度の保険料は、6月に個別にお知らせします。

【保険料の計算方法】

$$\begin{array}{ccc} \text{均等割} & + & \text{所得割} \\ \text{【1人当たりの額】} & & \text{【本人の所得に応じた額】} \\ 52,953 \text{ 円} & & (\text{令和5年中の所得}-\text{最大}43 \text{ 万円}) \times 11.79\% \end{array} = \begin{array}{c} \text{1年間の保険料} \\ \text{限度額}80 \text{ 万円} \\ (\text{100円未満切捨て}) \end{array}$$

- 1年間の保険料の限度額は80万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
- ～令和6年度には限度額と所得割額について【激変緩和措置】があります～
- ・「令和6年3月末日までに75歳に到達した資格取得した方」及び「障害認定で資格取得した方」については令和6年度の賦課限度額を73万円とします。
- ・令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方については、所得割率10.92%として算定します。

保険料の軽減

① 均等割の軽減

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和34年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合	軽減後の均等割
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割	15,885円
43万円 + (29万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割	26,476円
43万円 + (54万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割	42,362円

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。
・給与等の収入金額が55万円を超える方
・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。※所得の状況により、均等割の軽減割合が7割に該当することがあります。

▶ 均等割 52,953円 → 26,476円（制度加入から2年経過までの月）

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。（申し出によって「口座振替」も可能）ただし、次の（1）～（3）のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりません。「納付書」または「口座振替」でお納めください。

- （1）豊頃町介護保険料が「年金天引き」されていない方
- （2）介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分以上を超える方
- （3）新たに制度に加入された方の半年の期間（加入された時期により、天引き開始月が異なります）
※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

災害・失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮などで保険料のお支払いが困難な方は、保険料の減免を受けられる場合がありますので福祉課係へご相談ください。

国民年金からのお知らせ
保険料を納めることが経済的に困難なとき…

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料を納めていただく必要があります。しかしながら、所得が少ないなど、保険料を納めることが困難な場合もあります。そのような場合は未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。保険料免除や納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間（10年間）に算入されません。ただし、年金額を計算するときには、保険料全額免除は保険料を納めた時に比べて2分の1（平成21年3月までの免除期間は3分の1）になります。

保険料免除制度とは？

所得が少なく本人・配偶者・世帯主の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、ご本人から申請書を提出いただき、承認されると保険料の納付が免除になります。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。

保険料納付猶予制度とは？

20歳から50歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、ご本人から申請書を提出していただき、承認されると保険料の納付が猶予される制度です。

手続きするメリット

- 1 保険料を全額免除された期間（納付猶予を除く）は、年金を受け取る際に2分の1を受け取れます。
※一部免除が承認されると、減額された納付書が送付されますので一部納付分を必ず納付してください。（一部納付分を納付しないと未納期間扱いとなります。）
- 2 保険料免除・納付猶予を受けた期間中に、ケガや病気で障害が残ったり死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。
（一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となりますので、必ず減額された保険料を納付してください。）

申請できる期間

各年度の保険料は7月から翌年6月までが対象です。（令和6年度分は、令和6年7月から申請してください。）過去の期間は、申請月から2年1か月前まで申請できます。（年度毎の手続きが必要です。）

保険料免除・納付猶予の所得の基準

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。

- ① 全額免除 (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円
- ② 4分の3免除 88万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- ③ 半額免除 128万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- ④ 4分の1免除 168万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- ⑤ 納付猶予 (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円

保険料免除・納付猶予・学生納付特例を希望された方へ

結果通知

日本年金機構から承認・却下の通知が後日郵送されます。それまでの間、納付書や催告状が送付されるなど納付のご案内をさせていただきますのでご了承ください。

申請が却下された場合

お手元の納付書で、保険料を納付してください。納付書を紛失した場合は、年金事務所でも再発行しますので、ご連絡ください。

所得の申告は忘れずに！

保険料免除・納付猶予は、申請年度の前年所得を基準としていますので、毎年所得の申告は忘れずに行ってください。

問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目）
☎011-555-2581
役場住民課係 ☎574-2213